

平成28年度山形県みどり環境交付金交付要綱

平成28年3月31日み自第787号制定

(目的)

第1条 知事は、県民参加の新たな森づくりを効果的に進めるため、地域住民の意向や地域の実情に精通している市町村が、それぞれの地域課題に沿い、創意工夫を凝らしたきめ細かな森づくりや自然環境保全活動及び森林環境教育等の施策を展開する場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で山形県みどり環境交付金（以下「交付金」という。）を市町村に対し交付する。

(交付の対象及び交付金の額)

第2条 交付金の対象事業（以下「交付金事業」という。）は、やまがた緑環境税充当事業の基本的な考え方（平成19年4月2日付けみ自第27号）に事業内容が合致するとともに、別表1の事業項目に該当する事業とする。

2 交付金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は別表2に掲げる経費とし、交付金の額は交付対象経費の10分の10以内とする。

3 交付金には、「基本配分枠」及び「特別配分枠」を設ける。

4 市町村ごとの基本配分枠の申請上限金額は、別表3により算出する。

(交付申請)

第3条 市町村長は、交付金事業として適当とされた事業計画の範囲内で、交付金の交付申請をすることができる。

2 前項の交付金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) その他必要な書類

(交付の条件)

第4条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に定める変更以外の変更とする。

- (1) 事業ごとの交付決定額に対して3割を超える交付金額の増減
- (2) 基本配分枠と特別配分枠間の交付金額の流用

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認及び変更交付申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- 3 事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した事業遂行状況調書（別記様式第4号）を知事に提出し指示を受けなければならない。

（状況報告）

第5条 規則第12条の規定に基づく状況報告書は、平成28年10月末日及び平成29年1月末日現在（以下「基準日」という。）の状況を記載した事業実施状況調書（別記様式第5号）及び活動状況報告書（別記様式第6号）を添付して、翌月の10日までに提出するものとする。ただし、基準日において既に事業が完了している場合はこの限りでない。

（実績報告）

第6条 実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は平成29年4月5日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支精算書（別記様式第2号）
- (3) 活動状況報告書（別記様式第6号）
- (4) その他必要な書類

（概算払）

第7条 交付金は、交付すべき交付金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、交付金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

- 2 市町村長は、交付金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（関係書類の保管）

第8条 交付金の交付を受けた市町村長は、交付金事業に係る収入及び支出の帳簿並びに証拠書類を整備し、平成29年度から起算して5年間保管しなければならない。

（財産の管理）

第9条 市町村長は、交付金事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産」という。）について、交付金事業の完了後も、別記様式第8号による取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 規則第22条第1項第2号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が1件5万円以上の機械、器具及び木製品とする。

2 市町村長が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（別記様式第9号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認をする場合、交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(書類の提出)

第11条 この交付金に関して市町村長が知事に提出する書類は1部とし、所轄の総合支庁に提出する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1 (事業項目及び対象事業の例示)

事業項目	事業の例示
1 森林・自然環境学習	<p>(1) 森林環境・自然環境学習の場の整備 既存の学校林や新たに設ける学習林の整備等</p> <p>(2) 森林・自然環境学習の支援 機材の貸出しや交通手段、残材処理、指導者派遣等の学習活動支援</p> <p>(3) その他上記項目に準じたもの</p>
2 自然環境の保全活動	<p>(1) 湖沼や河川での水環境の保全活動 地域住民との協働による魚が住みやすい環境としての河畔林整備等</p> <p>(2) 希少野生生物の生息地の保全活動 地域住民との協働による希少野生生物の保全を目的とした森づくり活動等</p> <p>(3) その他上記項目に準じたもの</p>
3 豊かな森づくり活動	<p>(1) 病虫害の防除活動 森林病虫害防除事業等既存事業対象外の松くい虫対策や地域住民との協働による病虫害対策等</p> <p>(2) 地域住民との協働による森づくり活動 みどり環境公募事業と連携した取組み、資機材の貸出しや提供、残材処理や現地指導等の活動支援等</p> <p>(3) 森林オーナー制度、企業の森づくり活動支援</p> <p>(4) 森林を活用した癒し活動等新たな森林空間の利活用の促進</p> <p>(5) その他上記項目に準じたもの</p>
4 森林資源の利活用	<p>(1) 県産材や木質バイオマスの利活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村施設等への木製品やペレットストーブ等の導入による普及啓発活動 ・県産木材による技術家庭や図工の教材材料の提供 ・調査研究やシステムづくり ・生産、流通、消費の各過程での課題や対策の検討等 <p>(2) その他上記項目に準じたもの</p>

別表 2 (交付対象経費の内容)

費 目	経費の内容
1 報償費	外部講師 (技術指導者やアドバイザー等) への謝金等
2 賃金	事業実施に必要な準備等で、ボランティアでは実施が困難な特殊作業にかかる経費 (作業に支障となる木の伐倒等)
3 旅費	事業実施に必要な指導者との打合せ旅費等
4 需用費	事業の実施に直接必要な物品等
資材費	苗木、肥料、木材、案内板、やまがた緑環境税普及啓発用木製プレート等資材の購入費
消耗品費	事業に直接必要な事務用品等の購入費
燃料費	チェーンソーや刈払機の燃料代等
印刷費	資料の印刷代、写真現像代等
5 機材購入費	ボランティア活動や体験学習に使用・貸出しするためのチェーンソー、刈払機、鋸、鎌、ヘルメット等の購入費
6 役務費	ボランティア活動にかかる保険料、切手代、広報費等
7 使用料	会議室、バス、土木用重機、チェーンソーや刈払機、軽トラック、簡易トイレ等の借上料
8 委託料	市町村自ら行うことが困難なものに限る外部への委託料
9 負担金	市町村が主体的に活動する協議会の経費等

(注) 次の経費については補助対象外とする。

- (1) 既存事業の財源振り替えとする事業に要する経費
- (2) 国庫又は県単独補助事業の市町村負担に要する経費
- (3) 施設の維持管理に要する経費
- (4) 車両購入費等汎用性のある備品の購入に要する経費
- (5) 市町村職員の給与に要する経費
- (6) その他やまがた緑環境税の目的に反する経費

別表 3 (基本配分枠申請上限金額の算出基礎)

区 分	算 出 基 礎
1 基礎額交付金	<p>1 市町村あたりの金額を500千円とし、平成17年度以降に合併した市町村については、次のとおりとする。</p> <p>(合併前市町村数 - 1) × 250千円 + 500千円</p> <p>鶴岡市 (6 - 1) × 250千円 + 500千円 = 1,750千円</p> <p>酒田市 (4 - 1) × 250千円 + 500千円 = 1,250千円</p> <p>庄内町 (2 - 1) × 250千円 + 500千円 = 750千円</p>
2 森林面積割交付金	<p>当該市町村の森林面積 (山形県林業統計) に、haあたり30円を乗じて得た額 (千円未満切捨て)</p>
3 児童生徒割交付金	<p>当該市町村の小学4年生から中学3年生までの児童生徒数に150円を乗じて得た額 (千円未満切捨て)</p>

※上記については、事業実施前年度の10月1日時点の数値を元に算出する。

※予算の範囲内で調整する場合がある。